

日銀市第164号  
2022年9月28日

国債売買等関係事務についての

日銀ネット利用先

御中

日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」  
の一部改正に関する件

日本銀行では、国債補完供給において減額措置を講じる場合の取扱いについて、規程整備の観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」中  
一部改正

○ 目次第1編IV. 3. (1) を横線のとおり改める。

(1) 事務の詳細	1-4-22
イ. 減額措置の願出	1-4-22
(イ) 減額措置の実行単位	1-4-23
(ロ) 減額措置にかかる取引条件	1-4-24
(ハ) 減額措置の決済先	1-4- <del>25</del> 26
ロ. 減額措置の願出にかかる諾否の連絡	1-4- <del>25</del> 26
ハ. 減額措置における精算等の実行	1-4- <del>26</del> 27

○ 第1編IV. 3. (1) イ. (ロ) a. を横線のとおり改める。

a. 売買先が日本銀行に対して負う売却国債の引渡債務等の取扱い

日本銀行がロ. により減額措置の願出を承諾した場合には、減額部分についての売買先の引渡債務および日本銀行の買戻代金の支払債務は、「日本銀行が補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却に関する基本約定」（以下「基本約定」といいます。）第17条第2項を準用して取扱います。

減額措置が実行される場合において、減額部分にかかる売買先の引渡債務は、[参考] 4. (1) に定める「売却国債評価債務の金額の算出方法」を準用して算出する時価評価額の支払債務に置き換えられるものとし、減額部分にかかる日本銀行の買戻代金の支払債務は、[参考] 4. (2) に定める「売買代金支払債務の金額の算出方法」を準用して算出する買戻代金相当額の支払債務にそれぞれ置き換えられるものとします<sup>(注1)</sup> <sup>(注2)</sup>。これにより置き換えられたそれぞれの支払債務の差引計算については、基本約定第17条第3項の規定を準用することとします。

(注1) 略（不変）

(注2) [参考] 4. (1) を準用する場合において、[参考] 2. (2) イ. (イ) または (ロ) を参照するときは、時価（額面100円当り）の計算（経過利子は含みません。）については、円位未満第6位まで算出してください（第7位を切捨）。

○ 第1編IV. 3. (1) イ. (ロ) b. (注6) を横線のとおり改める。

(注6) 1か月物東京レポ・レート(日本証券業協会が作成および公表する東京レポ・レート(レファレンス先平均値)のうち、対象期間を1か月間とするものであり、減額措置の実施日午前~~11時~~時点の前営業日に公表されたものをいう。)から0.25%を減じて12で除した数値(小数点以下第4位を四捨五入)と0%とのうち低い方の数値の絶対値を、期間利回りとします。ただし、当該1か月物東京レポ・レートについては、日本銀行は、予め売買先に連絡のうえ、金融市場の情勢等を勘案した別の数値とすることもあります。

○ 第4号書式別紙中（減額部分）の（2）を横線のとおり改める。

(2) 国債

業務処理区分	425208 (国債売買代金計算)
① ※取引実行者	日本銀行：1
② ※売買等種類	売却：2
③ ※対象先（コード7桁）	
④ ※決済先（コード7桁）	
⑤ ※額面金額合計（千円）	

業務処理区分	425204 (国債売買実行（非連動）)
① ※取引実行日	
② ※取引通番	
③ ※対象先（コード7桁）	

業務処理区分	215301 (入金)
① ※摘要	120（国債売買）
② ※入金金額合計（円）	
③ ※入金先（コード7桁）	

業務処理区分	215311 (引落)
① ※摘要	120（国債売買）
② ※引落額合計（円）	
③ ※引落先（コード7桁）	

⑥ (自動入力)	⑦ (自動計算)	⑧ (自動計算)	(自動計算)	(自動計算)	
銘柄	額面金額 (千円)	売却価格 (円) <small>(注4)</small>	売却価額 (円)	経過利子 (円) <small>(注4,5)</small>	売却代金 (評価額) (円) n
銘柄コード	e - g				
合計 (自動計算)		—			

(自動計算)	(自動計算)
当座勘定受払額 (代金評価差額) (円) 1 - n	※ 当座勘定取引通番
(合計) (自動計算)	

(3) 減額措置手数料

当座勘定支払額 (減額措置手数料) (円)	※ 当座勘定取引通番
	—
	—
	—
	—
(合計) (自動計算)	

(425208)

※ 作成者	※ 再鑑者	※ 責任者	※ 送信権限者

※ 送信権限者

(425204)

※ 作成者	※ 再鑑者	※ 責任者	※ 送信権限者

※ 送信権限者

(215301)

※ 作成者	※ 再鑑者	※ 責任者	※ 送信権限者

※ 送信権限者

(215311)

※ 作成者	※ 再鑑者	※ 責任者	※ 送信権限者

※ 送信権限者

(注1) }  
 ↓ } 略 (不変)  
 (注3) }  
 (注4) 円位未満第6位までとする (第7位を切捨)。  
 (注4,5) }  
 (注5,6) } 略 (不変)  
 (注6,7) }  
 (注7,8) }